

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		見舞金等の返還
所 管 部 課 係 名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市災害見舞金等支給条例第7条 (見舞金等の返還) 第7条 災害の原因が、被害を受けた者の故意又は重大な過失によるものであるときは、市長は見舞金等を支給せず、又は既に支給した見舞金等の返還を命ずることができる。偽りその他不正の手段によつて見舞金等の支給を受けたときも、同様とする。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	未設定 (不利益処分の事例がなく、また、相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、あらかじめ具体的な基準として定めることが困難であるため。)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)